

参加者 事業者：鎌田社長、白石氏、岡本氏  
霧島市：篠原建設部長、寺田課長、川畑建設グループ長  
市民：15名

何故、防災施設の施工計画が提出されたのかのいきさつを住民の立場として添付資料を説明、事業者からは異論は出なかった。

事業者が、パソコンスクリーンで説明、事業者から配布の資料はレジメのみ、市民から資料配布を行わない理由などの問いかけがあり、事業者は陳謝、後日、解説をつけた上で配布することを確約。次いで以下の3点を確認した。

- ・ 今回の調整池の施工は事業者が県の許可を受けた設計図に基づく施工である。
- ・ B調整池のドレンパッドは機能していない、布団箆を設置する。
- ・ D調整池に布団箆を設置したが、水没して見えない状態になっている。

以下、質疑応答

Q1. この施工計画は霧島市との事前の協議、調整を行った結果ですか？

A1：事前の協議、調整を行っていない、施工計画書を持参した、説明はしていない。

Q2. この施工計画は鹿児島県との事前の協議、調整を行った結果ですか？

A2：県とは提出前に事前協議を行った。提出後、県からは早期着工の指導があった。

Q3. 調整池の工事について、補償交渉の場、及び平成23年12月3日の南日本新聞で以下の発言をされています。

- ① 調整池まで完成できる能力は(株)キリシマには無いのでしばらく猶予願いたい。
- ② 養豚場の目途が立ち、これが着工できるよというような話になれば銀行融資も受けられる、そうなればまず調整池から先に完成させる。

資金の目途、または養豚場の目途が立ったのですか？

A3：資金の目途は立っていないが前面の擁壁だけは先に完成させなさいということで工事をを行う事にした。

Q：底盤、側壁は目途すら立っていないという事か？

A：どっちみち、底盤、側壁は施工する考えであるが、資金の目途が立っていないから確約できない

Q：県へ施工計画書を提出したが、前面擁壁以外は分からないとの発言か？

A：そうだ

Q4. 県の執行部は調整池の未施工部分として「締切り工、側壁、タタキ、底盤、取付け道路」と発言しています。締切り工、タタキとは今まで出てこなかった言葉です。何ですか？

事業者が県へ伝えた言葉か？

A4：事業者が使っている言葉では無い、締切り工は締切擁壁ではないだろうか？

多分下流側の擁壁のことであろう。

Q：現地にタタキという構造物があるか？

A：無い、底盤コンクリートのことではなかろうか？

Q5. 補償交渉の場で「本体工事を実施しなかったら、災害が堤防をぶち破って下のほうに災害が及ぶかとかは私共の見解としては無い」と発言されました。

県議会では締切り工の未完成部分が防災上最も重要であると執行部答弁がありました。これは御社の見解ですか？ 県の見解ですか？

- A5：事業者としての見解では無い。事業者としては70mの土手で十分な強度があると思う。
- Q：県から前面擁壁の未完成は防災上最重要課題であり、前面擁壁の着工を優先するようとの要請があったことに対し、反論しなかったのか？
- A：県からどうしても前面擁壁は完成してくれとの要請があった。
- Q：事業者として前面の70mの土手の強度は十分と思うか？
- A：土手がぶち破られるということは無い
- Q：最優先で工事をしなければならない場所でしょうか？
- A：県は大学教授から言われたようだ。事業者として土手がぶち破られるということは無いと述べた。土堰堤ダム構造だ。
- Q6. 御社が何回も県に提出されている、林地開発変更届出書では調整池の工期は7ヶ月です。今回県に提出された施工計画書では平成26年11月完了となっています。7ヶ月の工期が何故、2年半も要するのですか？土砂撤去は全て終了しています。7ヶ月より短い工期となるべきではありませんか？
- A6：前面擁壁は最重要課題であるという県の要請で早期に完成する計画となっている。残りについては、資金の目途が立たないことから、工期を延ばして欲しいという事でこのような計画となった。
- Q：2年半の計画となったのは資金が無かったから、資金があれば7ヶ月で出来たということか？
- A：7ヶ月では無理だ。
- Q：林地開発変更届書の7ヶ月は嘘だったのか？
- A：その当時は機械力とかがあったから、当時と社会の状況が異なってきて、大型機械も無い。
- Q：そのような理屈は通りませんよ。
- A：資金的なものだ。
- Q：資金的な理由で、7ヶ月で出来るものを2年半としたのか？
- A：そうだ。
- Q：県も了解したのか？
- A：はい、一応。
- Q7. 本日説明の施工計画書で平成25年、平成26年、5月～7月の6ヶ月は空白になっています。地域住民と協議した結果ですか？県の林地開発許可条件には調整池の先行工事が規定されています。未完成のまま19年間放置されてきたことは事実です。先行して工事をせず、さらに工事を引き延ばしてゆく御社の姿勢は誠実と言えますか？
- A7：社内で検討して、5月～7月の時期は外そうとなった。住民との協議はしなかった。住民と相談すべきであった。
- Q：5月～7月は調整池内を掻き回さない工事も出来るはず、工期を引き延ばすためだといわざるを得ない。
- A：そうです。
- Q8. 調整池の工事費見積もりは県へ伝達されましたか？大体の金額を教えてください。
- A8：現在積算中であり、金額は出ていない。出来次第、提示する。
- Q：県へも提示していないのか？
- A：提示していない
- Q9. A 調整池の土砂を撤去し計画容量を確保して以降、降雨の度に手筆川が濁り、濁った状態が数日継続しています。ご存知ですか？対策を考え、連絡をください。
- A9：現地を見た。ゴルフ場内からの濁り水が全く無いとは言わないが国有林からの濁り水と土砂が大量にある。森林管理署と相談する。
- Q：雨が降ったら国有林から濁り水が流れてくるのは理解する。ところが、雨が止み国有林からの水が綺麗になっても調整池から流れ出す水は濁っている。
- 最近の濁り水は茶色ではなく、鉛色だ。雨が止み、霧島川、狩川は綺麗になっても手筆川

の水は綺麗にならない。行政は何らかの手を打ったか？ 木佐貫川が調整池に流入する場所を確認したらすぐに分かる。木佐貫川の水が綺麗な時は調整池内の泥を掻き混ぜないで調整池の外へ流す構造は考えられないか？

A：積極的に考えたい

Q：今年はそれほど大雨ではないが被害を受けている。田んぼへ流せない水が流れてくる。井関の取水操作、個々の田んぼの堰の操作などを余儀なくされている。行政は確認だけでなく対応を考えるべきだ。

霧島市：住民意見の「木佐貫川の水が綺麗な時は調整池を経由しないような構造」が可能ならば推進していただきたい。

Q10. 施工期間中の事故、トラブル、施工期間の見直し等が発生した時の住民への連絡体制、苦情対応をどのようにお考えですか？

A10：監視する者がいるから対応する。

Q：新任の霧島支所の川畑さんがその担当ではなかったのか？

霧島市：申し出てもらえば

Q：申し出が無ければ？ 行政から能動的には動かないのか？

霧島市：3者体制ということではなかったか？

Q：事業者提示の緊急時の体制には住民との関わりについて記載がない。作るべきでは。

A：作る

Q：地域への説明は当然のことだ。住民は19年間迷惑を被っている。こんな馬鹿な話は無い。行政からの指導が何回もあった。事業者の都合だけで異常なことになっている。分かっているのか？

A：はい

Q11. 付け替え道路の舗装工事が施工計画表に記載されています。この工事の理由を教えてください。防災という観点から必要な工事ですか？

A11：直接の防災工事では無い。現在市道がA調整池の横を通っている。

市道が一部擁壁工事に掛かる。調整池を完成させるためには道路の寸断が発生する。

当初から迂回路としての付け替え道路を計画していた。その計画通りに実行し、A調整池を完成させる計画であり、必要な工事である。

Q12. D調整池の設計図で堰堤は52.4mとなっています。実測結果は46mです。6m短いことをご存知ですね？ この修正が施工計画に含まれていません。貯水量の再計算を実施されましたか？ 県の河川課は了承しましたか？ 県はこの事実を承認しましたか？

A12：実測結果が6m短いことは間違いない。D調整池は岩着という工事である。

掘削した結果このようになった。実測結果、計画の13,778トンに対して現在の容量は14,187トンある。これを県に変更届を出している。

Q：変更届出はいつ？

A：平成24年7月5日である。

Q：県は変更届けを受理しましたか？ 提出しただけか？

A：提出しただけである。

Q：河川課は堰堤長が6m短いのであれば再計算を求めると言っているが？

A：森づくり推進課に提出している。

Q：貯水量の再計算は実施したのか？

A：再計算した。

Q：住民が堰堤を実測した、6m短いことが判明した。霧島市は何もしていない。

新副市長は土木の専門家との事、出席していただくべきであった。副市長見解を聞きたい。冒頭で設計図どおりの調整池を作るとの発言があった。ところがD調整池の堰堤は6m短い、設計図どおりの調整池では無いですね？

A：はい

- Q13. 御社が平成 24 年 7 月 5 日に県へ提出された林地開発変更届出書ではゴルフ場完成が平成 28 年 8 月と記載されています。ゴルフ場の建設を継続されるのですか？
- A13: 今の段階ではゴルフ場建設を継続するという事で工事をやることにしている。将来の事は分からない。
- Q: 何故？
- A: 世の中がどうなるか分からないから (失笑多数)
- Q: 自分の都合だけで、世の中が変わってゆくのは当たり前である。守らなければならないルールがある。我々は今まで数多くごまかされてきた。本当に迷惑している。今の発言を聞くと本当にちゃんとやるのか、信用できない。信用ゼロだ。林地開発許可標識の完成日の変更は行ったか？
- A: 林地開発変更届出書を提出した。標識についてはきずかなかった。県の指摘により、最近変更した。平成 28 年 8 月 31 日である。
- Q14. 多くの住民、市議の皆様から養豚場計画ではなく、他の用途を計画されたら協力するとの意見を聞きます。養豚場計画を見直すお気持ちはありませんか？
- A14: 養豚場計画を見直すという考えは全く無いことは無い。実現可能な計画があれば、考え直す考えはある。昔から色々話はあった。実現する話ではなかった。
- Q: 霧島市行政とも話し合うべきではないか？ 建設部長さん！！
- 地元の住民に喜ばれるような施設を、例えば補助金手続きの支援とか
- 建設部長: はい
- Q: 建設部長、A 調整池の写真をみてください。未完成であるが、視察時、砂の上で説明した。あの状態を見て霧島市は異常無しとした。防災パトロールのとき、この写真の様であったか？ 土砂撤去は住民が指摘したからだ。黙っていたら、そのままだったはず。この状況を霧島市は見逃していた。
- 建設部長: . . .
- Q: 19 年間地域住民の生命財産を脅かしてきた。さらに調整池の工事に 2 年半も先送りするなど、大きな間違いだ。それも自分の資金繰りの都合で。ゴルフ場を作るときにどのように言ったか？ 19 年前に水利組合にどのように言ったか？ その時に生まれた子供は 20 歳になろうとしている。そのように長い年月放置している。責任を感じないか？
- A: 十分責任を感じている。
- Q: 誠実な姿勢は全く見えない。又キの砂をどける作業に付き合っていて欲しい。霧島市もその辺りを理解すべきではないか？ 住民にとって不利益なことばかりである。事業者は地域の皆さんに迷惑を掛けないと言うが迷惑を掛けている。2 年半これからも砂を流します、迷惑を掛けますと言っていることと同じだ。
- Q15. 最後に、このような事態に陥ったのは一重に御社の法令無視の姿勢に起因します。平成 22 年 7 月の永水洪水後、平成 22 年 10 月、振興局長名で許可条件違反を指摘されながら、自らの非を認めず、許可条件違反を維持すると県に回答され、調整池工事を実施されませんでした。その間の県・執行部、霧島市・執行部、県議、市議の皆様のおやした費用は税金です。どのようにお考えになりますか？
- A15: 誠に申し訳ない。
- Q: 県はこの件で 1 名増員、霧島市も川畑さんがこの件で霧島支所配属となった。これも人件費である。県職員の現地視察、霧島市との会議も税金、膨大な税金である。平成 22 年 10 月、振興局長名の指導文書に従っておれば、無駄なことはせずに済んだはずである。異例の知事発の文書が出された、それでも霧島市副市長、住民の面前で施工計画書は提出しないと事業者は発言していた。世の中には悪徳事業者も存在する。それをしっかり監督するのが行政のはず、建設部長はこれは県の問題との発言を繰り返すがとんでもない話だ。霧島市行政がしっかり指導監督しないからだ。
- 建設部長: 県の指導を仰いで市も一緒にやりますと言っている。県の指導管轄の中で市も一緒になってやっている。